

見附市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

見附市長 稲田 亮

見附市条例第3号

見附市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例

見附市青少年問題協議会設置条例(昭和42年見附市条例第6号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。